

# 自動運転レベル4／5 道交法に従った走行の難しさ

【いわゆる38条1項問題】

弁護士 高橋 正 人

# 道交法 38条 1項前段の守備範囲

要件 1 横断しようとする歩行者又は自転車（以下「歩行者等」）が、

要件 2 **いないことが明らか**な場合を除き、

効 果 横断歩道の直前（停止線があるときは停止線の直前、以下「横断歩道等」）で、**停止することができるような速度で進行しなければならない。**

趣 旨 歩行者等は、車が、横断歩道等の直前で、急ブレーキをかけることなく、普通のブレーキ操作で止まってくれるような速度で、だんだんと速度を落としながら接近してきてくれ、少しも危険を感じない（安心して横断を始められる）と期待して良く、その期待を保護する趣旨。物陰から急に横断を始めたとしても、横断歩道等の直前で急制動をかけることなく、ごく自然に停止することによって歩行者等の保護の徹底を図る趣旨（道路交通執務研究会編著「執務資料・道路交通法解説（18版）」〔東京法令出版〕R3・10・20 375頁）。

## 【 帰 結 】

1 横断中ではなく、これから横断しようとする時の規定ですから、「いない」とは横断歩道上にいないことはもとより、横断歩道に渡る直前の横断歩道「付近」の「歩道上」にもいないことを言います。

2 看板や停止車両など遮蔽物に隠れてしまい、横断歩道「付近」の歩道上に、人の有無が確認できない場合も、人が飛び出して来る可能性がありますから、「いないことが明らか」には当たりません。

従って、停止できるような速度での進行義務があります（道路交通執務研究会編著「執務資料・道交

通法解説（18版）」〔東京法令出版〕R3・10・20 370頁）。 ⇒ こうした飛び出しは特に小学生（交通弱者）に多く、これを保護する必要があります。

# 道交法38条1項後段の守備範囲

- 要件1 車が横断歩道等の直前に到達したときに、  
要件2 現に横断し又は横断しようとする歩行者等が、  
要件3 **あるときは、**  
効果 横断歩道等の直前で

① **一時停止し、且つ、**② **その進行を妨げてはならない**

趣旨 車が、横断歩道等の直前まで来たときに、歩行者等が現に横断中であつたり、横断しようとしていたりしていることを運転者が分かっているのであれば当然、車は止まってくれ、かつ、自分がそこから離れていって危険性がなくなるまで止まってくれていると期待してよく、その期待を保護する趣旨。

## 【 前段と後段の違い 】

後段は、車が横断歩道等の「直前に到達した時」に、現に歩行者等が横断歩道を横断中であつたり又は横断中ではないが横断しようとしていたりしていることを運転者が現認している時を想定した規定です。これに対し、前段は、車が横断歩道等の直前まで未だ到達しておらず、「単に接近中の時」であっても、（歩行者等の現認の有無にかかわらず）ひよっとしたら人が飛び出してくるかもしれないということを想定した規定です。

このように、後段は、車が、横断歩道等の直前に到達した時に、具体的な危険性が現実化しており、且つそれを運転者が現認しているのですから当然、前段よりも、より厳しい注意義務が課せられることとなります。

ア 車は、実際に停止しなければなりません。さらに、それだけでなく、

イ 歩行者等が実際に車の進行方向から離れていって危険性がなくなるまで停止状態を継続しなければなりません。→ というのは、横断中に、急に用事を思い出して、突然、引き返す人もいますからです。**特に、小学生にこのような引き返し行動が多いので、それを保護する必要があります。**

# 横断歩道の通過には車に厳しい義務が課せられている

以上、検討したところで、皆さん、こう思われたのではないのでしょうか。

物陰に隠れている人が突然、飛び出してくるようなことまで想定しないといけないのですか？  
突然、引き返してくるようなことまで想定しないといけないといけないのですか？

その通りです。想定しなければいけません。

横断歩道も、通常の歩道も、道路を横断するかしないかの違いがあるだけで

**横断歩道も歩道**だからです。

現に、死亡事故を起こせば、起訴されて、禁固刑になることも決して少なくありません。  
特に、通学路・通学時間帯・小中学生死亡事故では禁固刑になることが非常に多いです。

従って、

上記2つのパターンを想定したプログラムを作らなければ、  
自動運転車の設計・技術開発担当者等には、  
予見可能性・結果回避義務違反等があったと認定され、  
刑事罰を課せられる可能性があります。

# 結 論

(とりわけ) 道交法38条 1項「**前段**」については、  
「歩行者等がないことが明らかでない限り」、横断歩道等の直前で止まれるような速度で進行しなければならないと規定されています。  
従って、もし、自動運転のシステムが、  
「歩行者等がいることが明らかなきに限り」、横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しなければならない、という限度しかプログラミングされていないのであれば、道交法に沿った運行とは言えません。

**【では、事故が起きても予見可能性・結果回避義務違反等がないとするには最低限、何が必要か】**

- 1 目前の事故を回避するためにはどうしたら良いかという目線は非常に重要であり、そのために科学の粋を尽くるのはもちろんです。しかし、それだけでは不十分です。
- 2 道交法は、万が一でも事故が起きないようにするためにはどうしたら良いか、特に被害者には、大人だけでなく、注意力・判断力・予測力が劣る小学生・高齢者など交通弱者もいることを前提に、それも踏まえて万が一でも事故が起きないようにしたらどうしたら良いかを考え、精微に精微を尽くして作られています。ですから、道交法に従った走行を確保しなければならないことは最低限の要請です。

☆ 道交法（その一般的な解釈や裁判例）をしっかりと学ぶこと  
☆ その規範に沿った走行ができるようなプログラムを作ること